

香川県都市公園条例に定める香川県立丸亀競技場使用料

香川県立丸亀競技場	運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）使用料		
		専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合		
		入場料を徴収しない場合		
		学校、競技協会、教育委員会その他教育関係団体（以下「学校等」という。）	午前（午前９時から午後１時までをいう。以下同じ。） 午後	11,510円 11,510円
		学校等以外のもの	1日 午前 午後 1日	17,270円 30,640円 30,640円 46,090円
		入場料を徴収する場合 学校等	1日	入場料の最高額の100倍に相当する額
		学校等以外のもの	1日	入場料の最高額の150倍に相当する額
		アマチュアスポーツ以外の場合		
		入場料を徴収しない場合	午前 午後 1日 1日	46,090円 46,090円 69,130円
		入場料を徴収する場合	1日	入場料の最高額の300倍に相当する額
		専用使用でない場合		
		生徒及び児童	1人1回	160円
		一般	1人1回	340円

附属施設使用料		
第1トレーニング グループ	専用使用の場合	午前 5,750円
		午後 5,750円
		1日 8,630円
	専用使用でない場合	
	生徒	1人1回 160円
	一般	1人1回 340円
	第2トレーニング グループ	
	専用使用の場合	午前 1,830円
		午後 1,830円
		1日 2,870円
	専用使用でない場合	
	生徒	1人1回 160円
	一般	1人1回 340円
	記録放送室及び 放送機器	
	午前	1,830円
	午後	1,830円
	1日	2,870円
大型映像装置 アマチュアス ポーツの場合	午前	21,780円
		午後 21,780円
		1日 33,270円
	アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前 65,340円
		午後 65,340円
		1日 99,820円
	会議室	
	午前	1,830円
	午後	1,830円
	1日	2,870円
	特別会議室	
	午前	3,790円
	午後	3,790円
	1日	5,750円
	夜間照明施設	
	アマチュアス ポーツの場合	
	8分の1点 灯	1時間 6,100円
	5分の1点 灯	1時間 10,920円
	3分の1点 灯	1時間 15,810円
	2分の1点 灯	1時間 47,550円
	3分の2点 灯	1時間 66,270円
	全点灯	1時間 71,480円
	アマチュアス ポーツ以外の 場合	1時間 214,460円

補助競技場	専用使用の場合		
	アマチュアス		
	ポーツの場合		
	学校等	午前	2,980円
		午後	2,980円
		1 日	4,590円
	学校等以外	午前	6,100円
	のもの	午後	6,100円
		1 日	9,200円
	アマチュアス	午前	12,210円
ポーツ以外の	午後	12,210円	
場合	1 日	18,420円	
専用使用でない			
場合			
生徒及び児童	1 人 1 回	60円	
一般	1 人 1 回	110円	
	午前 9 時から午後 5 時までの間において使用時間を分割して使用する場合は使用料及び午前 9 時前又は午後 5 時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料、競技場又は補助競技場を回数券により利用する場合の使用料、附属設備又は器具の使用料並びに香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、別に規則で定める。		